

## 次期豊島区保健福祉審議会への申し送り事項（素案）

### 1. 重層的支援整備体制事業の実施に向けた事業実施計画の策定

社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行）により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされた。

このことから、「重層的支援体制整備事業実施計画」について、令和4年度中に検討のうえ、策定すること。

なお、令和6年度以降は、豊島区地域保健福祉計画へ統合すること。

### 2. 豊島区成年後見制度利用促進基本計画にかかる進捗管理と次期計画に向けた検討

#### （1）計画の評価・進捗管理

豊島区成年後見制度利用促進基本計画では、計画の評価・進捗管理は、区の事務事業評価等を活用し、豊島区保健福祉審議会にて行うことが明記されている。

このことから、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理とあわせて実施すること。

#### （2）次期計画に向けた検討

豊島区成年後見制度利用促進計画の計画期間は、令和5年度までの2年間で、令和6年度からは、豊島区地域保健福祉計画に統合することとしている。

このことから、次期豊島区地域保健福祉計画の策定にあたっては、豊島区成年後見制度利用促進計画の進捗状況も踏まえながら検討を行うこと。

### 3. 災害時要援護者等への支援体制の整備

災害時要援護者等への支援体制の整備については、現行の豊島区地域保健福祉計画（71頁）に記載があるものの、これまで十分な検討が行われてこなかった。

このたび、区内部で福祉部門と防災部門とが連携し、災害時要援護者等への支援に関する検討が始まったとの報告が今期の保健福祉審議会にあったことから、その内容を踏まえた検討を次期保健福祉審議会で行い、次期豊島区地域保健福祉計画を策定すること。

### 4. コロナ禍における地域保健福祉のあり方

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの生活様式や社会環境が大きく変化しており、さまざまな課題が顕在化してきている。

このような状況を踏まえ、次期保健福祉審議会では、コロナ禍における地域保健福祉のあり方について検討を行い、次期豊島区保健福祉計画を策定すること。